

暗記ノート

- ◎本冊子は、九州運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。
- ◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。
- ◎また、保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、暗記用であることを考慮し、製作年月による区分はしていません。
- ◎暗記する際は付属の赤シートをご利用下さい。

車両法

(車両法・目的)

1. この法律は、【道路運送車両】に関し、【所有権】についての公証等を行い、並びに【安全性】の確保及び【公害】の防止その他の環境の【保全】並びに【整備】についての【技術】の向上を図り、併せて自動車の【整備事業】の健全な【発達】に資することにより、【公共】の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

2. 道路運送車両法において「道路運送車両」とは、【自動車】、【原動機付自転車】及び【軽車両】をいう。
3. 内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付きのものを除く）にあっては、その総排気量が【0.125】ℓ以下、その他のものにあっては【0.050】ℓ以下のものは「原動機付自転車」となる。

(自動車の種別)

4. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、【軽自動車】、【大型特殊自動車】及び小型特殊自動車の別は、自動車の【大きさ】及び【構造】並びに【原動機】の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

(自動車の種別の内容)

5. 四輪の小型自動車は、大きさが長さ【4.70】m以下、幅【1.70】m以下、高さ【2.00】m以下であって、内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあっては、総排気量が【2.00】ℓ以下のものである。
6. 軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外）の大きさは、長さ【3.40】m以下、幅【1.48】m以下、高さ【2.00】m以下である。

(登録の一般的効力)

7. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車【登録ファイル】に登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

(新規登録の申請)

8. 新規登録申請をする場合、型式について指定を受けた自動車は、発行後【9】月を経過しない完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代えることができる。

(自動車登録番号標の封印)

9. 何人も、【国土交通大臣】若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした【自動車登録】番号標は、これを取り外してはならない。ただし、【整備】のため特に必要があるときは、この限りでない。

(封印の取り付け)

10. 封印の取り付けは、自動車の【後面】に取りつけた自動車登録番号標の【左側】の取付け箇所に行うものとする。

(変更登録)

11. 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の【型式】、【所有者】の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から【15】日以内に、国土交通大臣の行う【変更】登録の申請をしなければならない。

(移転登録)

12. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、【新所有者】は、その事由があった日から【15】日以内に、国土交通大臣の行う【移転】登録の申請をしなければならない。

(永久抹消登録)

13. 登録自動車の所有者は、登録自動車が増失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く）、又は自動車の用途を【廃止】したときは、その事由があった日から【15】日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

(車台番号等の打刻)

14. 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の型式を【打刻】してはならない。

(打刻の塗まつの禁止)

15. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の【識別】を困難にするような行為をしてはならない。但し、【整備】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の【許可】を受けたとき、又は次条（略）の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

(譲渡証明書等)

16. 自動車を譲渡する者は、譲渡に係る当該自動車1両につき譲渡証明書を【2】通以上交付してはならない。

(臨時運行の許可)

17. 臨時運行の許可の有効期間は、【5】日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。

18. 臨時運行の許可を受けた者は、有効期間が満了したときは、その日から【5】日以内に、臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。

(点検及び整備の義務)

19. 自動車の【使用者】は、自動車の【点検】をし、及び必要に応じ【整備】をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように【維持】しなければならない。

(日常点検整備)

20. 自動車の【**使用者**】は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める【**技術上の基準**】により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、【**目視等**】により自動車を点検しなければならない。

(定期点検の期間)

21. 次の各文は、自動車の定期点検の期間についてまとめたものである。

- ◎事業用の乗車定員が「4人」である霊柩車の定期点検は【**3月**】ごとに行わなければならない。
- ◎乗車定員「3+12/1.5人」で最大積載量がない自家用自動車（レンタカーを除く）の定期点検は、【**3月**】ごとに行われなければならない。
- ◎貨物軽自動車運送事業の用に供する軽自動車の使用者は、【**1年**】ごとに自動車を点検しなければならない。
- ◎自家用（レンタカーを除く）の小型二輪車は【**12月**】ごとに定期点検を実施しなければならない。
- ◎自家用（レンタカーを除く）の乗車定員が「2+10/1.5人」である幼児専用車の自動車検査証の有効期間は【**1年**】、定期点検は、【**6月**】ごとに行われなければならない。
- ◎車両総重量8t未満の自家用貨物自動車（レンタカーを除く）の定期点検は【**6月**】ごとである。

(定期点検の内容)

22. 乗車定員5人、車両総重量1,500kgの乗用車タイプの教習車の自動車検査証の有効期間は2年であり、点検整備記録簿は別表第【**5**】を使用する。
23. 乗車定員30人以上の乗合自動車のホイールナット及びホイールボルトの損傷については、【**12月**】ごとに点検を実施しなければならない。

(整備管理者)

24. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から【**15**】日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

(整備命令)

25. 不正改造等により整備命令を受けた自動車の使用者は、当該命令を受けた日から【**15**】日以内に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行った当該自動車及び当該自動車に係る【**自動車検査証**】を提示しなければならない。

(自動車の検査及び自動車検査証)

26. 自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）は、【**国土交通大臣**】の行う検査を受け、有効な自動車検査証の【**交付**】を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

(自動車検査証の記載事項)

27. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が【**7**】t以上のものにあつては、燃料タンクの【**個数**】及びそれぞれの燃料タンクの容量を自動車検査証に記載すべき事項としている。

(自動車検査証の有効期間)

28. 次の各文は、自動車検査証の有効期間についてまとめたものである。

- ◎検査対象軽自動車のうち、レンタカーである貨物自動車の自動車検査証の有効期間は【2】年である。
- ◎自家用（レンタカーに限る。）の小型二輪自動車の継続検査時の有効期間は【1】年である。
- ◎新規検査の結果、初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量8t未満の貨物の運送の用に供する自動車の有効期間は【2】年である。

(有効期間の起算日)

29. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を【交付】する日又は当該自動車検査証に【有効期間】を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の【1】月前（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2月前）から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の【翌日】とする。
30. 自動車検査証の有効期間満了日が令和2年7月3日である乗車定員3人の自家用貨物自動車に対し、令和2年7月10日に継続検査による有効期間の更新を行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了日は、令和3年7月【9】日となる。

(継続検査)

31. 自動車の【使用者】は、自動車検査証の有効期間の満了後も自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう【継続】検査を受けなければならない。

(自動車検査証の備え付け等)

32. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより【検査標章】を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(検査標章)

33. 検査標章は、自動車の前面ガラスの【内側】に前方から見易いように貼り付けることによって表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあっては、自動車の後面に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の【左】上部に見易いように貼り付けることによって表示するものとする。

(自動車検査証の記載事項の変更)

34. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から【15】日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。

(自動車検査証の返納)

35. 自動車の使用者は、当該自動車を使用済自動車として解体し、解体報告記録がなされたことを知った日から【15】日以内に当該自動車検査証を国土交通大臣に【返納】しなければならない。

(予備検査)

36. 自動車予備検査証の有効期間は、【3】月とする。

(限定自動車検査証)

37. 限定自動車検査証の有効期間は【15】日とする。

(自動車部品を装着した場合の取扱い)

38. 普通自動車の継続検査に際し、指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅、高さ又は車両重量が自動車検査証に記載されている数値に対して、長さ±【3】cm、幅±【2】cm、高さ±【4】cm、車両重量±【100】kgの範囲に含まれていれば、自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しない。

(自動車特定整備事業の種類)

39. 自動車特定整備事業の種類は普通自動車特定整備事業、小型自動車特定整備事業及び【軽自動車】特定整備事業である。

(認証)

40. 自動車特定整備事業を【経営】しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う【事業場】ごとに、地方運輸局長の【認証】を受けなければならない。また、自動車特定整備事業の【認証】は、対象とする自動車の【種類】を指定し、その他業務の【範囲】を限定して行うことができる。

(特定整備の定義)

41. 自動車の緩衝装置のシャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く)を取り外して行う自動車の整備又は改造は、特定整備に該当【する】。

(認証基準)

42. 自動車特定整備事業場には、【2】人以上の特定整備に従事する【従業員】を有すること。

(特定整備事業の変更届)

43. 自動車特定整備事業者は、屋内作業場の【面積】又は間口若しくは奥行の長さに変更になったときは、その事由が生じた日から【30】日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

(特定整備事業者の標識)

44. 自動車特定整備事業者は、事業場において、【公衆】の見やすいように、国土交通省令で定める様式の【標識】を掲げなければならない。

(特定整備記録簿)

45. 特定整備記録簿には、特定整備時の総走行距離、【整備主任者】の氏名、自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに【認証番号】を記載しなければならない。

46. 特定整備記録簿は、その【記載】の日から【2】年間保存しなければならない。

(設備の維持等)

47. 【自動車特定】整備事業者は、当該事業場に関し、国土交通省令による基準に適合するように【設備】を維持し、及び【従業員】を確保しなければならない。

(特定整備事業者の遵守事項)

48. 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る【料金】を当該事業場において【依頼者】の見やすいように掲示すること。

49. 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の【概算見積り】を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

(整備主任者)

50. 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する【従業員】であって、かつ、次のイからハ（略）までに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも【1】人に特定整備及び法第91条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という）は、他の事業場の整備主任者になることが【できない】。

イ. 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く）…【1】級又は【2】級の自動車整備士の技能検定に合格した者

51. 自動車特定整備事業者は、整備主任者を変更した場合は、変更のあった日から【15】日以内に運輸支局長に届け出なければならない。

(指定自動車整備事業の指定)

52. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業の【認証】を受けた事業場であって、自動車の整備について法第94条第1項の国土交通省令で定める基準に適合する【設備】、【技術】及び【管理組織】を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の【設備】を有し、かつ、確実に法第94条の4第1項の【自動車検査員】を選任して法第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の【指定】をすることができる。

(指定工場の基準)

53. 次の各文は、指定工場の基準についてまとめたものである。

◎対象とする自動車の種類に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上又は乗車定員30人以上の車両を含む指定自動車整備事業者の工員数は【5】人以上必要である。

◎指定自動車整備事業場において、自動車工の数に対する整備士の割合（整備士保有率）は【3分の1】以上必要である。

◎指定自動車整備事業における車両置場の面積は、当該事業場の屋内現車作業場面積の【3】割以上の面積が必要である。

◎検査機器を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査を除く）以外の検査については、【現車】作業場で行って差し支えない。

(対象自動車の指定)

54. 普通自動車（小型）を対象として、指定を受けている指定自動車整備事業者は、最大積載量3,000kgの普通貨物自動車に対して、保安基準適合証を交付することが【できない】。

(検査用機械器具の校正)

55. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、【備付け】又は前回の校正の日から【1】年以内に、校正を受けなければならない。

56. 【指定自動車】整備事業者は、自動車検査用機械器具の校正に関する記録を【1】年間保存しなければならない。

(検査機器の構造と取扱い)

57. 次の各文は、検査機器の構造と取扱いについてまとめたものである。

◎サイドスリップテストの踏板上で自動車を走行させたときに、車輪の横滑りがあると踏板はトーインの場合は【外】側に、トーアウトの場合は【内】側に移動する。

◎騒音計を用いて自動車騒音を測定するとき、指示機構の動特性は、【**遅い**】動特性【**SLOW**】とする。

◎自動車検査用機械器具は、備付け又は前回の校正から1年以内に校正を受けなければならないが、騒音計については、【**5**】年ごとに計量法に基づく検定を受けなければならない。

(自動車検査員の選任)

58. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から【**15**】日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様である。
59. 自動車検査員の要件は施行規則第62条の2の2第1項第7号の【**整備主任者**】(同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、2級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く)として【**1**】年以上(1級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては【**6**】月以上)の実務経験を有し、適切に業務を行っていた者であつて、自動車の【**検査**】に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う【**教習**】を修了したものであること。
60. 自動車検査員教習修了後【**3**】年を経過し、その間【**自動車検査員**】研修を受講していない者、又は自動車検査員研修受講後【**3**】年を経過した者は、原則として自動車検査員に選任することができない。

(自動車検査員の兼任)

61. 自動車検査員は、他の事業場の自動車検査員となることが【**できない**】。ただし、【**同一**】の指定自動車整備事業者の他の事業場で、位置その他について国土交通省令で定める要件を備えるものについてはこの限りでない。

(自動車検査員の解任)

62. 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正な行為をしたときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の【**解任**】を命じることができる。
63. 地方運輸局長の命令により自動車検査員の職を解任され、【**解任**】の日から【**2**】年を経過しない者は、【**自動車検査員**】となることができない。

(保安基準適合証等の交付)

64. 一時抹消登録を受けた自動車について、点検及び必要な整備が実施され、自動車検査員が保安基準に適合している旨の証明をした場合、指定自動車整備事業者は、請求のあった保安基準【**適合証**】を依頼者に交付できるが、保安基準【**適合標章**】は交付できない。
65. 他の認証工場から指定整備(継続検査)の依頼を受けた自動車について、他の認証工場において確実に点検・整備が行われたことが特定整備記録簿により確認できた場合、点検・整備を実施せずに、自動車検査員が法第94条の5第4項の検査(完成検査)のみを実施し、保安基準適合証を交付することが【**できない**】。

(指定事業者による点検の基準)

66. 指定自動車整備事業規則第6条第1項第3号イに掲げる点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか判断することができない無段変速装置など特殊な構造及び装置を有する自動車は、当該特殊な構造及び装置に関して、その判断のために必要な【**点検**】を実施しなければ【**保安基準適合証**】を交付することはできない。

(自動車検査員による証明)

67. 当該自動車が保安基準に適合する旨の証明は、【**自動車検査員**】が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に記名し、及び【**押印**】することにより行う。

(自動車検査員の服務)

68. 自動車検査員は完成検査を【公正】、かつ、確実に行うため、当該検査に係る自動車の整備作業については、【軽微】なものを除き、【実務】に従事しないこと。
69. 自動車検査員は、検査作業の実務の【全過程】を自ら行うこと。また、法第94条の5第4項後段（検査の合理化）の規定に基づき自動車検査員が【点検】及び検査を行う場合には、【点検】作業及び検査作業の実務の【全過程】を自ら行うこと。

(自動車検査員の作業範囲)

70. 検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、油脂液類の【補充】を行うことは差し支えない。

(保安基準適合証等の有効期間)

71. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、検査をした日から【15】日間とする。
72. 自動車検査員が、令和2年7月31日に完成検査を行い、指定自動車整備事業者が保安基準適合証を令和2年8月1日に交付した場合、当該保安基準適合証の有効期間は令和2年8月【14】日までである。

(保安基準適合証等の記載方法)

73. 次の各文は、保安基準適合証及び適合標章への記載方法をまとめたものである。
- ◎自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、【最後】に検査の実務を行った年月日とすること。
 - ◎適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、【赤】色又は【黒】色により明瞭に押印又は印字すること。
 - ◎適合標章（表）の自動車登録番号又は車両番号欄には、サインペン等により【黒】色で記載すること。

(適合標章の表示)

74. 保安基準適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、【有効期間】を記載した表面を自動車の【前面】から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置にカードケース等に収納して表示すること。

(保安基準適合証等の不正使用の防止)

75. 指定自動車整備事業者は、保安基準適合証綴を使用後【2】年間保存しておくこと。
76. 保安基準適合証を書き損じたときは、【記載面】を【朱抹】し、その適合証綴りから切り【離すことなく】保管するとともに【交付台帳】にその旨を記録する。
77. 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を【朱抹】し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく保安基準適合証（控）とともに保存しておくこと。

(保安基準適合証等の訂正・再交付)

78. 適合証等の訂正は、誤記訂正箇所を抹線（横2本線）で抹消し、その上部等に挿入記載するとともに適合証の上部余白部に何字抹消、何字挿入と記載し、【事業者】印を押印する。

(保安基準適合証等の再交付)

79. 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の再交付は、検査の日から【15】日以内に紛失又はき損したものに限り。

(最終検査申請日)

80. 自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日で満了する自動車について、旧自動車損害賠償責任保険の保険期間から継続して、新たに締結した自動車損害賠償責任保険の保険期間が令和2年7月10日から令和4年7月10日の場合、継続検査に係る完成検査を令和2年7月2日に実施し、同日、有効期間が2年である当該自動車に保安基準適合証を交付する場合、保安基準適合証に記載する最終の検査申請日は、令和2年7月【10】日である。

(自賠償保険証明書の備付け)

81. 自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなければ、【運行】の用に供してはならない。

(限定保安基準適合証)

82. 限定保安基準適合証を交付する場合、検査不合格箇所を整備し、整備を行った部分の検査に加え、当該整備をしたことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分についても【検査】を行う必要がある。

(指定整備記録簿)

83. 指定自動車整備事業者は、【指定整備記録簿】を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を【指定整備記録簿】に記載しなければならない。

- (1) 車名及び型式、【車台番号】、原動機の型式並びに登録自動車にあっては【自動車登録番号】、法第60条第1項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号
- (2) 点検及び整備並びに検査の概要
- (3) 【検査】の年月日
- (4) 【自動車検査員】の氏名
- (5) 国土交通省令で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項
- (6) 【依頼者】の氏名又は名称及び住所

84. 指定整備記録簿は、その記載の日から【2】年間保存しなければならない。

(罰則の適用)

85. 【自動車検査員】その他法第94条の5第1項及び同法第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその【役員】及び職員は、【刑法】その他の罰則の適用については、法令により【公務】に従事する職員とみなす。

(指定整備事業者の変更届)

86. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具の名称、型式又は【数】に変更が生じたときは【30】日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

(不正改造等の禁止)

87. 何人も、有効な自動車検査証の交付を受けている自動車について、自動車又はその部分の【改造】、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であって、当該自動車が【保安基準】に適合しないこととなるものを行ってはならない。